

# 長崎県立大学東アジア研究所規程

〔平成20年4月1日  
規程第71号〕

改正 平成23年4月1日規程第27号

改正 平成27年3月3日規程第32号

改正 平成28年3月23日規程第26号

## （趣旨）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規程第3号）第11条第2項の規定に基づき、長崎県立大学東アジア研究所（以下「研究所」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

## （設置及び目的）

第2条 東アジアとの長い交流を有する長崎の地理的・歴史的・文化的な特性を踏まえた特色ある研究と、東アジア地域の大学や研究機関等との連携ならびに相互交流を積極的な推進を図るため、研究所を設置する。

一部改正 [平成23年規程第27号]

## （業務）

第3条 研究所は、次に掲げる事項及び研究所の目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 共同研究プロジェクトに関すること。
- (2) 研究成果の公表に関すること。
- (3) 学術誌の刊行及び情報誌等による情報発信に関すること。
- (4) 研究関連機関等との研究交流の促進に関すること。
- (5) 東アジア地域に係る資料収集に関すること。
- (6) その他東アジア地域の研究に関すること。

## （組織）

第4条 研究所は、研究所長、副研究所長及び次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された教員 各1人
- (2) 大学事務局企画広報課長
- (3) シーボルト校事務局総務企画課長

一部改正 [平成23年規程第27号、平成28年規程第26号]

## （研究所長）

第5条 研究所長は、研究所全般の業務及び運営を統括する。

2 研究所長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

## （副研究所長）

第6条 副研究所長は、研究所長の職を補佐する。

2 副研究所長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第27号]

## （任期）

第7条 第4条第1号に掲げる教員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加 [平成23年規程第27号]

一部改正 [平成28年規程第26号]

(会議)

第8条 会議は、研究所長が召集し、その議長となる。

2 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加 [平成23年規程第27号]

(構成員以外の者の出席)

第9条 研究所長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

追加 [平成23年規程第27号]

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第27号]

附 則

改正 平成27年3月3日規程第32号

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成23年4月1日規程第27号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(細則の廃止)

2 長崎県立大学東アジア研究所細則(平成20年細則第12号)は廃止する。

附 則 (平成27年3月3日規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第26号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

2 学則の一部を改正する規則(平成27年3月24日規則第7号)による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第1号の規定は適用しない。